

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令案 概要

1. 改正理由

令和4年度特別交付税の3月算定にあたり所要の改正を行う。

2. 改正概要

【新規項目】

・ 消防団員の災害出動報酬等	(市) 5条1項1号イ表19号
：消防団員の災害に係る出動報酬及び費用弁償について、特別交付税措置を新設。	
・ 令和4年福島県沖地震に係る被災住宅の補修	(県) 附則6条1項22号 (市) 附則7条1項6号
：令和4年福島県沖地震のため社会資本整備総合交付金を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費について、特別交付税措置を新設。	
・ プラスチック分別収集・再商品化	(市) 附則7条5項31号
：プラスチック資源循環法の制定により、市町村にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に係る努力義務が課せられたことから、分別収集・再商品化に要する経費について、特別交付税措置を新設。	
等	

【廃止項目】

・ 令和元年東日本台風等に係る被災農業者支援事業	(県) 旧附則6条1項22号 (市) 旧附則7条1項6号
：令和元年東日本台風等のため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金を受けて実施する事業に要する経費に対する特別交付税措置について、事業の終了に伴い廃止。	
等	

3. 施行期日

公布の日（令和4年度特別交付税3月分から適用）

（予定）改正省令公布3月20日

3月交付額の決定3月22日、現金交付3月24日